

令和7年4月25日

石原産業株式会社

## 当社四日市工場における土壤汚染について

令和7年4月24日、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項に基づき、四日市市役所へ当社四日市工場硫安・磁性工場跡地の一部において、土壤汚染を発見した旨の届出を行いました。

当社四日市工場において、当該硫安・磁性工場跡地の一部で新たに工場建設を行う候補地（2,565平方メートル）として、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の2第1項の規定に基づき地歴調査を行い、当該敷地内で使用履歴のある有害物質および汚染のおそれのある有害物質について、自主的に土壤・地下水調査を実施しました。調査の結果、「ふっ素及びその化合物、六価クロム化合物」の土壤環境基準不適合が確認されました（「別紙、調査区域図」参照）。また、調査区域の地下水流下流側の地下水を調査したところ、「ふっ素及びその化合物」について地下水基準を超過していることが確認されましたが、下流域にてバリア井戸を設置していることから地下水を通しての外部への汚染の拡散はないと考えられます。

### 1. 場所

石原産業株式会社 四日市工場内 硫安・磁性工場跡地  
三重県四日市市石原町1番地

### 2. 汚染の内容

（土壤汚染）

硫安・磁性工場跡地の土壤から、下記の有害物質について、土壤環境基準不適合が確認されました。

|            | 最大検出濃度 (mg/l) | 土壤環境基準 (mg/l) |
|------------|---------------|---------------|
| ふっ素及びその化合物 | 1.9           | 0.8           |
| 六価クロム化合物   | 0.11          | 0.05          |

（地下水汚染）

上記汚染が確認された箇所の下流域の地下水から、下記の有害物質について、地下水基準不適合が確認されました。

|            | 検出濃度 (mg/l) | 地下水基準 (mg/l) |
|------------|-------------|--------------|
| ふっ素及びその化合物 | 1.3         | 0.08         |

### 3. 汚染の由来

土壌汚染として確認された物質の由来は、六価クロム化合物に関しては、当該硫安・磁性工場において、過去の生産活動で使用していた物質に伴うもの、ふっ素及びその化合物に関しては、工場全域で検出されているものと同様に海水等に由来するものと考えております。

### 4. 対応方針

汚染区画については基礎及びアスファルト舗装、並びに立入禁止措置により直接摂取防止、飛散防止等の措置を講じております。

なお、四日市工場では、四日市工場における土壌・地下水汚染対策の一つとして、四日市工場内にバリア井戸を設置しております。また、土壌・地下水汚染について学識経験者等のご指導を得ながら対策の効果を確認することを目的として、第三者委員会である「環境モニタリング委員会」を設置しており、四日市工場における土壌・地下水汚染の拡散防止を図っております。

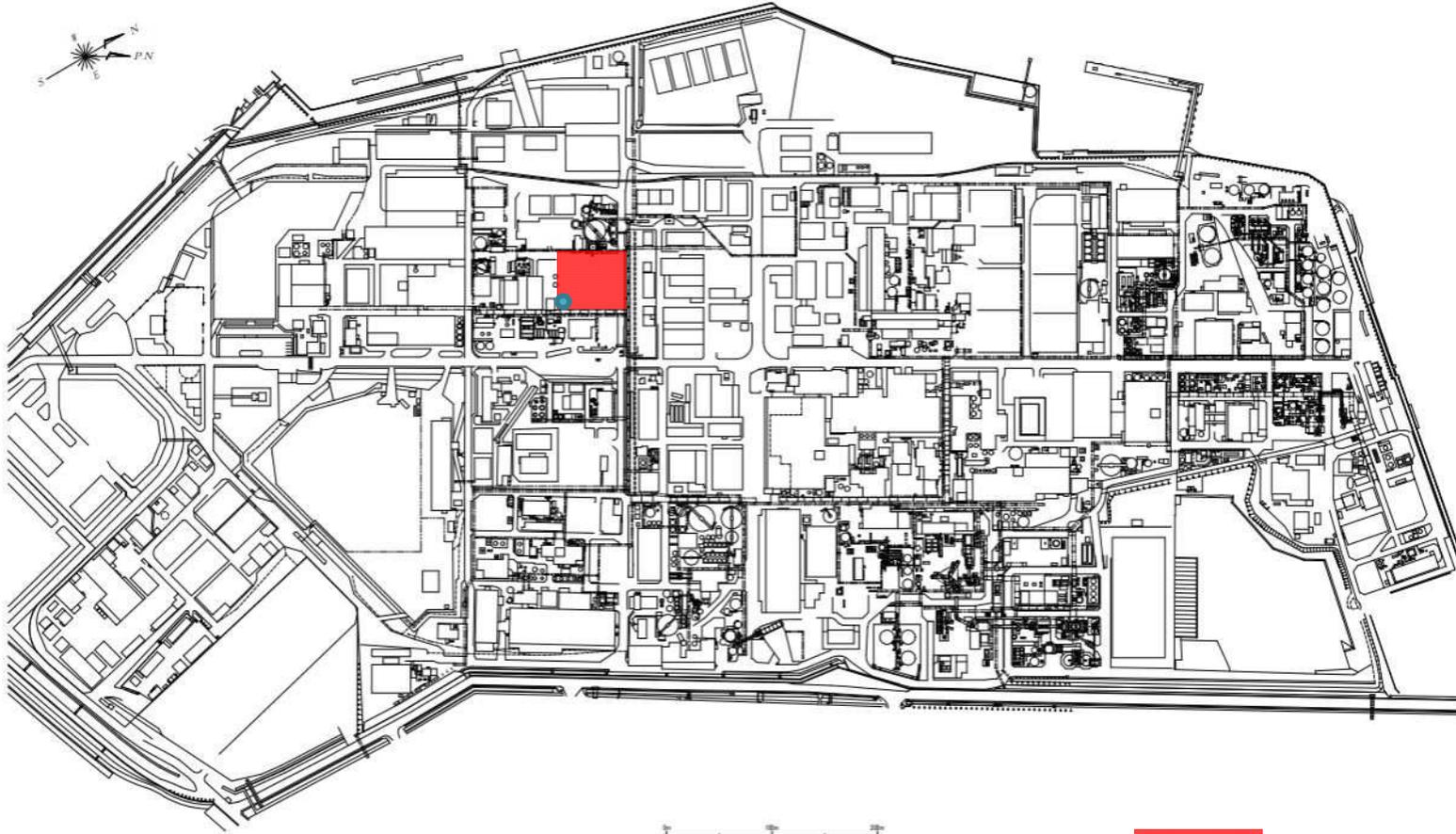
引き続き、バリア井戸による汚染拡散防止を図り、観測井にてその効果を確認してまいります。

石原産業株式会社 広報委員会 四日市広報チーム

TEL 059-345-6201 担当：伊藤,三輪,中村

FAX 059-347-0345

# 調査区域図



調査区域



地下水調査位置